

Title	所謂"Bastard Feudalism"について(序説) : 主として,最近の研究の展望
Sub Title	Some aspects of "Bastard Feudalism"
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.4 (1968. 3) ,p.111(671)- 143(703)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680300-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

所謂 “Bastard Feudalism” について (序説)

——主として、最近の研究の展望——

森岡敬一郎

中世末期のイングランドを考察する上に、Charles Plummer によつては、“Bastard Feudalism” と呼ばれ、より最近の研究者によつては、主として、イギリス特有の urbanity から、“Bastard” という悪い語感をもつ言葉をおけて、“New Feudalism” と称せられてゐる現象を問題とすることが、極めて重要であらう。ごく簡単に、Bastard (New) Feudalism の特徴を述べるとすれば、本来的な「封建制度」に於いては、封建的従属関係の Nexus が、封建的土地保有権(国制史上から言つて、最も典型的な型としては、「騎士封」(Knight's Fee))の設定を介して形成され、封建的土地保有関係が比較的安定性をもつていたのでこの Nexus も比較的安定していたのに、一三世紀後半頃から、このような封土を媒介としない、貨幣の支払ひや、国家の行政・司法機構に於ける地位・権力を利用しての保護・被保護の関係を軸とした新しい対人的従属関係が著しく普及することになる。この保護関係が Maintenance であり、その外的表示として与えられるものが保護者 (Patron) の支給する制服 Livery

所謂 “Bastard Feudalism” について (序説)

であり、かかる被保護関係にあるものが Retinus と呼ばれたのであつた。このような新しい対人的従属関係を保証する物的な手段となつたのが、所謂 Indenture と称する形式の文書であつて、従つて Indenture System あるひは、Indented Retainers と称する学者もある。さてこの新しい関係が可能となるには、貨幣経済の進展という経済的要因が極めて重要な因子をなすことは、もとより否定し得ないが、「国制史」・「制度史」の枠内に於いて考察すれば、第一には一二九〇年の Quia Emptores による新しい「封の授受関係」創出の禁止、軍制上の変化、又、国王の行政・司法制度の確立とそれの地方への浸透といった諸問題と、極めて密接なかはりをもち、これらが上述の Indentured Retainers の或は重大な原因となり或は逆にそれによつて促進されつつ、中世末期のイングランド社会に重大な意義をもつことになるのである。例へば、古く Charles Plummer は Fortescue の Governance of England (Oxford, 1926?) の解題に於いて、中世末期に於ける貴族勢力の抬頭を論じて、「(Edward III

(六七二) 一一一

以来)……貴族はもはや、Henry III 治下に於いて企てたように権利として、統治を独占することは出来なかつた。Commons を無視することは出来なかつた。……しかし彼等は、*de jure* の独占を期待し得なかつたが、*de facto* の影響力は著しかつた。それは Edward III 治下に大に増大したが、主として、対仏戦争の影響によるものであつた。古い封建的軍制は今や時代後れとなり、又、長期の対外戦争には全く不向きであつたので、Edward III は、一定の日当で諸侯その他を契約する、又、当時の言ひ方で言えば、*indent* するという新しい方法を導入した。彼等は政府との契約によつて、利益、時には非常に大きな利益を得、又戦利品や捕虜によつて富裕となつたばかりではなく、又、戦争が終ると、長い戦争で秩序ある平和な生活には向かないが彼等の命令には服従する一団の人々の長となつていた。……又、Edward III の治世は擬似騎士道の時代であつた。それは、外観的な華々しさと虚偽の名誉の典範にもかかはらず、内在する欲望と乱暴さとを隠すことが出来ず、この魅了されたサークルに入ることが出来ない人々の権利と感情を無視するものでしかなかつた。ここに *Bastard Feudalism* の開始が見られるのである。それは、封主・封臣という(封建制度の)原初的關係に代つて、貴顕は、彼の *Livery* を着用し彼の(私)戦を戦ひ、最も言葉通りの意味で、法廷その他の、*addicti jurane in verba magistri* である人々にかこまれ、一方、貴顕は、彼等の争ひを支持し、彼等を刑罰から護つたのである。この弊害は、*Lacaster* 朝下に頂点に達し⁽¹⁾

この特殊な制度が「バラ戦争の原因である」と言い、*Bastard Feudalism* を「バラ戦争」に於いて頂点に達した中世末期のイングランドの混乱の原因として考へた⁽¹⁾。これは、*Stubbs* の他の古い世代の歴史家の代表的見解であつたと言えよう⁽²⁾。しかし、こうした見解について種々の批判が起つて来ている。また、*New Feudalism* の諸相について多くの新史料の発見によつて新たな開拓が行はれてきたことが多い。これらの新しい新研究について紹介しつつ、最後に、*New Feudalism* 全体の新しい評価に触れて見たい。

註

(1) Fortescue on the Governance of England, ed. by Charles, Pinner, (p. 15—16).

(2) Stubbs, Constitutional Hist. of England vol. III.

—

先づ第一に、一三世紀から一四世紀にかけての「軍制」の変化について、最近の研究を紹介しつつ、略説して見よう。一三世紀からイングランドに於いては、国家構造に於いて封建的土地保有に基く所謂「封建的 *Nexus*」からの離脱と、国王を中心とした全自由民の組織としての所謂「*the Community of the Realm*」⁽¹⁾の形成が進行して行つた。これは、中央に於ける国王側近の會議としては、*feudal curia regis* から *Parliament* への変化、財政上では、*Non Feudal Taxation* の発展、司法上では、*Feudal Court* の *Franchise* 化⁽¹⁾、と云ふ現象となつて現われた。軍制上

に於いても、全国民（全自由人）を基盤とする新体制への改編が着々と進行して行つた。このことは、軍事史の枠内そのもので考へれば、重装騎士の武装の費用がかさみ、一方イングランドに於いては、早期に進行していた Scutage 制又 Sub-Infendation によつて、現実の騎士が軍務を離れて在地化する傾向のあつたこと、そして封建所領の保有者たる騎士は、軍装の高度化に伴ひ益々在地化する傾向が著しくなり、これに平行して一種の專業的軍人としての騎士制度が次第に確立して来たこと、又、従軍期間四〇日という封建軍隊の慣習、封建軍隊そのものに固有の指揮系統の混乱又本質的に防衛軍としての性格をもつ封建軍隊が国外に従軍することを強く嫌ふ傾向といつた封建軍隊そのものの本質に由来する諸制約を打破して、国王の許に、国王の自由に行使し得る軍隊の創設が時代の要請であつた。かかる軍隊は、国王の傭兵であるべきものであつた。しかし、このように「軍隊」の「傭兵化」を行うには、国家財政の充実という経済的要件も必要であつたことは言を俟たない。

イングランドに於いては、マグナ・カルタによつて、国王が外人を傭兵として利用することが禁じられていたので、国内の諸要素を新しい型で利用する方法がとられて行つた。その一つが所謂「Distraint of Knighthood（騎士強制）」であつた。これは、既に Henry II 治下に制定され財産に依じて武器携行の義務を課した Assize of Arms（一一八一年）⁽²⁾ 更にはそれを拡充した Statute of Winchester（一二八五）⁽³⁾ によつてこの規定を

所謂“Bastard Feudalism”について（序説）

免れてゐた三〇ポンド（又は四〇ポンド）以上の収入ある人々にも、他の人々の軍務よりはより高度の軍務を強制することであつた。即ちこれらの人々に「騎士」たるの身分と職分とを強制することになつた。この「Distraint of Knighthood」と並んで、同じく Assize of Arms を基礎として、国民に、その資力に依じて、広く軍務を課する方法が行はれたのである。

Distraint of Knighthood は、初め一二二四年に実施せられたが、この時には、現に Knight's Fee を保有し、「騎士叙勲」を受けなかつた人々を、強制的に「騎士叙勲」を行わしめて、軍事的な意味に於いて「騎士」とすることにどまつたが、やがて一二四一年以降は、一定限度以上の土地を保有する人々に全て「騎士叙勲」を強制したのである。⁽⁴⁾ この制度は、古くから注目されていて、この制度創設の意図については或はこの強制免除のために支払はれる Fine の収入或は、地方自治に於いて根幹となつて活躍する Knight 身分の人々の不足を補うためであると各種々の解釈が行はれて来たが、M. Powicke の研究によつて、少くも Henry III 或は Edward I にあつては、主たる意図は、軍事的なものであつたものであることは確定されたものと思われ。勿論、この制度の歴史を通じて考えれば、上述の財政的・行政的目的が重要な因子であつたこともあるし、H. Cam の指適するように、このイングランド独自の制度が、中世末期イングランドに於いて、一種の Plutocracy を可能にし、身分制の障壁を切崩す役割を果したことを無視することは出来ない。⁽⁵⁾

（六七三） 一一三

の Distraint of Knighthood 及び Assize of Arms・Statute of Winchester による徴集令とは、Henry II から Edward I 治下に拡まつて行つた。しかしこうして軍事力が自由に国王の手によつて創設せられることは、国王権力の強大化を招き貴族の既得権が侵害せらるる危険なしとシなかつたから、国王がこれらの方法を利用すればするだけ反対も強まつて行つた。例えば、一二七八年に Edward I が行つた国民徴集と Distraint of Knighthood とが政治的危機を惹起したことは周知の所であらう。

軍隊内に於ける騎士は、依然重要であつたから、国王は騎士たる人員を確保するのに多くの努力をはらつてゐる。例えば、封土たる土地が教会の手に移ることの禁止(一二七九年の Statute of Mortmain)、一二八五年の Donis Conditionibus、一二九〇年の Quia Emptores の如き、Edward I の一聯の封建立法が、騎士封保全を意図したものと考へられなくはないし、又、自力を以つて騎士たるの装備を賄い得る人々の育成にも努めてゐる。しかし、この封土保全のための立法が、封の固定化を来たし、かえつて、Indenture 並に Retinue の制度を促進することになつたのである。

Edward II の治世になると、国王の努力は国民徴集の方向に行ふ。即ち、Statute of Winchester に従つて、各州毎に、兵員の徴集を行ない、その徴集の任に當る Commission of Array には、騎士が、更にそれを統轄するものとして高級貴族が利用せ

られた。しかし、一部貴族を除いて、一般の貴族の態度は、国王のこのような政策に対して極めて否定的で、こうした政策を国王が従来の法の埒内にとどめ、又、国王の行動に議會を通じての統制を加えようとしてゐる。この具体的な現われは、一三二七年の有名な Commons の Petition であつて、それは「(イ)、彼等が勤務する義務のない土地への意志に反して従軍しないこと、(ロ)、彼等の保有の義務の埒内であること、(ハ) Commons の(イ)は、Statute of Winchester の形式に反して自己負担で武装しないこと、(ニ)又、国王の費用でなければ、自己の州から他には出ないこと」を要求してゐる。⁽⁹⁾そしてこの結果として制定された Statute に於いては、上述の Commons の要求の全てが認められたのではないとしても、「国民徴集」によつて形成された軍隊は、敵の侵入・国土の危機以外の場合には、夫々の州の外部には進まないことを認めてゐるのである。

更に百年戦争に突入すると、国王は、自由に利用し得る充分な軍事力を必要とした。そして旧式の指揮系統の明瞭でない、又従軍の場所・期間について種々の制約のある封建軍隊の不充分さは明らかであつた。しかも、「国民徴集」軍そのものに於いても、防衛戦という嚴重な条件と議會の統制とがあつた訳である。一三四五―一六六年には、Edward III は、再び土地所有に基いて軍務を課し、これを海外に派遣しようとしたが、これは議會の強い反対によつて失敗し、一三五一年には、軍事については、議會の嚴重な統制の下におかれることとなつた。⁽⁷⁾

註

(1) The Community of the Realm. (communias regni) 及び、イン
ランドが一箇の「共同体」を形成してゐるものであり、その首長として國王を
頂くとする觀念であり、國王對國民の關係が、封主・封臣關係に優越して現は
れて来る。こうした政治社會の形成は、裁判上に於ける國王裁判所の確立、中
央政治機關としての議會の形成、租税の面に於ける Non-Feudal Taxation の
發展といふ形をとり、一三・四世紀に現はれて来る。

(2) 上の Assize of Arms の要諦は M. Powicke にすれば、旧 Anglo-
Saxon 時代の Fyrd に倣つて、自由民を「充分に社会的地位のある人々」
(即ち法文に於いては「大マルクの人」と、一般の徵募兵との二つのグループ
に分けたことである。前者の携行するやうに義務付けられた武器は、ある種の
クサリカタビラで、彼等は Borough 並に Visnetum のより低い身分の人々
を従えることとなる。後者は、革の gambeson を着用することとなる。前者
のグループの人々が、その後五〇年間に、騎士と並んで、しばしば召集された
が、後者は単に局地的な防衛に従事したと過言なかつた。

(3) Statute of Winchester は、平和と秩序の維持のための諸規制を統合した
ものであり、Watch and Ward 制の整備、日曜日における訴訟聴聞の禁
止、日曜日に於ける市場開設の禁止など諸々の規定を含むが、ここで論じてゐ
る「國民軍制」に関する規定としては、(一)一五ミリング乃至二〇ミリング
の土地、又は四〇マルクの財産ある者は、低級な甲冑と馬匹とを備へ、
Trooper of Cavalry とする。(二)以上財産に応じ、四種の歩兵の武器
を用意し、(三)必要な場合では、防衛のために出陣する。(四)又、年二度
Constable のトビ、或は、武器の点検を行ふことと規定する。

(4) Distrant of Knighthood については M. Powicke の Military
Obligation in Mediaeval England (Oxford, 1962) が現在までの所、最
高の研究である。又、M. Powicke には、"Distrant of Knighthood and
Military Obligation under Henry III." (Speculum, vol. xxx (1950)
pp. 457-470.) "The General Obligation to Cavalry Service under
Edward I" (Speculum, vol. xxvii (1953) pp. 829-30) "Edward II
and Military Obligation" (Speculum, vol. xxi (1956) pp. 83-119)

所謂 "Bastard Feudalism" については (註稿)

を参照。又 Sir F. M. Powicke The Thirteenth Century (Oxford Hist.
of England, vol. IV.) (Oxford, 1962) 第一卷「The Community of
the Realm and Taxation」特に Knight Service を論じた部分 (pp. 540
-559) を参照せよ。

(5) Helen Cam は、インランド封建制の特徴の二つとして、上の Distrant
of Knighthood の意義を高く評価している。即ち、女史によれば、騎士勤務
が封建關係 (Knight's Fee の保有) に拘はれることなく、一定の土地 (財
産) 所有を条件とせず、かつ、Social Mobility を促進した二つである
(Law and Lawfinder (London, 1963))。又、社会間の移動は、インランド
にも見られるが、このような制度は、二つが行はれたこととはなかつた
とされている。この点、インランドに於ける Social Mobility が高かつたこ
とを明らかにした Perroy も又認めた所である。(Past and Pre-
sent, vol. IV.) Sir F. M. Powicke は、この制度を the Community of
the Realm の形成と関連させ、一環として論じている。

(6) Item, prie la commune que nul desheremes soient destreinz de
aler en gwere en coudre leur gre en les terre ou ils ne soumt nye
tenuz) en coudre la manere de leur tenance, ne, en les terres ou
ils soumt tenus afaire service) en autre manere que ne devient faire
solon la forum de leur tenance; ne gentz de commune ne soient
destraintz a sei armer a leur custages de meygne en coudre la
fourme de lestatut de Wyncestre, ne nule part aler hors leur ditz
countez, et si noun a les custages le roy. (Rot. Parl. 11. 8y)
(Chimes and Brown: Select Documents of Eng. Hist. 1307-
1485.) p. 39.

(7) M. Powicke にすれば、一般に、徵募令に對する反對は、Commons によ
つては、軍の召集そのもの權利は國王の大權として認められてゐるが、Statute
of Winchester の特例であること、又、特に、州の外に出陣する場合の費用
が、自費ではなかつて、國王の費用であるべきものであること、二つの特色がある。
特に後者の主張は、この時代に、彼等が既に議會の一員として、財政上の
決定権を得たから、極めて効果的であった。一方、國王は、軍召集の場合

には、封建的慣例に従つて、貴族、或は、有力な貴族と武將とに語つてゐる。又、時には、議會に於いて、Commons の意見を徴してゐることもあつたが、Commons は、例へば、一三四八年の議會では、「最も恐畏すべき陛下、陛下の戦争並に戦争のための召集については、我々は全く無知であり頭がなく、それに関していかにすべきかも知らないし、又助言を申し上げることも出来ない。……貴族と陛下の顧問会の賢い人々の助言によつて、この国の名譽と利益とにとつて陛下に必要と思はれることを……命じて欲しい。陛下と上述の貴族との同意によつて最終的に決定されたことに、我々は同意する……」とあつて、議會を通じて、「貴族の助言」、「Commons の同意」が、宣戦並に召集のための条件となつた。これは、国王の権力の恣意的行使に著しい制約となつたのであつて、ここに議會制度の重要性があると共に、封建軍隊の変質そのものが又議會制度の發展を促してゐる面もある。

二

封建制度の重要な要素である軍事勤務が、封土の授受を伴ふ従土契約以外の方法で行はれることは、イングランドに於いて、古くより見られる所であり、既に、初期ノルマン朝治下に於いてすら、事实上、国王が動員した軍隊そのものに於ける傭兵の比重の大きいことは、ここに敢えて申述べるまでもない⁽¹⁾。又、これと並んで所謂 Money-Fief (或は fief-rent) も可成り普及してゐたことが指摘されてゐる⁽²⁾。しかしこのような傭兵とも、又 Money-Fief とも相違する形で、所謂 Indenture 契約により、封土ではなくして、国王召集軍の根幹が形成せられることは、Edward I の頃からであつたと考えられる。一般に Money-Fief と Indenture 契約との差異は、前者が Homage を伴うのに対して、後者がそれを伴わない点に求められてゐる。こうした Indenture 契約に

よる召集軍の実体について、最も古く、詳細な研究を行つたのは、J. E. Morris の The Welsh Wars of King Edward I (Oxford, 1901) である。同書は、既に発行年号が古く、最近の研究と主とする本稿に於いて取上げるには、些か不適當とも思われるが、一三世紀後半以降、封土を媒介とする封臣・封主関係の Nexus (即ち、ここに言う「封建関係」) の弛緩と、新らしく国王を頂点として全自由人を捲き込んで形成されて来た新しい秩序 (即ち、Sir Maurice Powicke 等の所謂「the Community of the Realm」) への發展に伴つて生じて来た軍制上の變化について、最も早く詳細な研究を行つた書として、ここに一応触れて置くことも、Helen Cam. McFarlen 等の、所謂「Bastard Feudalism」の研究者が本書に必ず言及することを考へ併せれば、許されて然るべきものと思われる。本書は、一二七七年から一二九五年頃までの間に、Edward I が行つた数次の対 Wales 戦争、並に国境の紛争を論じた Monograph であるが、特にここに關係のあるのは、対 Wales 戦に従軍した Edward I の軍隊を分析した第二章 An Edwardian Army (pp. 35—109) である。特に同章の内、Introduction of a System of Pay と題する節に於いて、一二七七年に、有力な貴族が、国王と契約によつて、その指揮下に入るべき兵員を給料によつて組織し、この契約は、封建的軍事義務の慣習的な期間である四〇日を限度とし、それを過ぎるときには、再び改めて契約を結ぶことが行はれてゐた例を発見した⁽³⁾。これは、現在まで確認し得る、国王と大貴族と

の間のこの種の契約の最初のものである。又、こうして国王と給料支払による兵員調達の直接契約を結んだ上級貴族が、更に下級貴族との間に同一趣旨の契約を行うことも明らかにした。⁽⁴⁾⁽⁵⁾ これらの契約は初めは、口頭でなされたものと思われるが、後者の契約を内容とする Indenture 文書は、N. B. Lewis によつて発見された一二八七年七月二十七日付の Edmund Mortimer と Peter Manlay との間のそれが、現在までの所最古のものとして⁽⁶⁾ されている。その他一三世紀末年のものが若干発見されている。⁽⁷⁾ こうした「封建軍隊」から一種の「傭兵」への転化が、イングランドでは、Edward III 治下に百年戦争に突入するまでに次節に行はれて来る。この軍制の変質そのものについては次節で触れることとして、この「傭兵化」が、大陸に於けるが如き、純然たる「傭兵」の型をとらず、上級貴族が国王と兵員調達の契約を結び、それが配下の基幹たる要員を同じく契約によつて確保するという方法が行われ、更に下級兵士に至つては、古くは Anglo-Saxon 時代の Fyrd に遡り、Assize of Arms 又それを拡充した Statute of Winchester によつて、各州の自由人を徵募するといふ型をとり、この徵募に当る Commission of Array には、貴族もしくは騎士が当たつたので、ここに一面では封建軍隊、一面では傭兵軍、又一面では一種の国民軍という極めて特殊の型態を呈することになつたことは、周知の所であらう。この際、国王と軍隊の枢要部を握る上級貴族との間の契約は、一三四一年頃には、最早口頭ではなく、Indenture 契約を原則とすることになつた。これらの例

所謂 “Bastard Feudalism” といふ (序説)

は多数 Exchequer に保存されているが、その内容は、(イ) 調達すべき兵員の数と種類、(ロ) 勤務の場所と期間、(ハ) 給料の割合と特別の賞与に関する規定、(ニ) 馬匹の損失に対する補償、(ホ) 輸送の費用、(ヘ) 戦利品その他の分配の規定、などを含むものであつた。⁽⁸⁾ この国王と上級貴族との間の直接契約は、契約期間が短く、かつ契約の拘束が特定の戦役に限られるという ad hoc な性格が強い。これに反してこのような上級貴族が自己の指揮する部隊の根幹たるべき人々 (Retainers) との間に結んだ再契約 (Sub-Contract) に於いては、少数の例外を除き、期間は長く、それは、概ね一生であつた (世襲されないのが原則)。こうして主人 (x) と Retainer (y) との間には、世襲的封主・封臣関係を設定することなく、概ね一定の年金を x が y に与へることによつては、y は或種の義務を生涯にわたつて x に負うという特殊の主従関係が設定されるのである。⁽⁹⁾ これは、封土という基礎をもたないから、極めて流動的であり、才幹と能力に恵まれた者は、既存の封建体制下の身分のいかんを問はず、Indenture によつて、貴族の Retainer となり、身分制の障壁が打破せられるのを助けたことは大きな意味があつたものと言わなければならない。更に、この Sub-Contract に於いて、契約期間が原則として一生涯であつたことは、この制度に最低限の安定性を与へるものであつた。

註

(一) 例へば J. O. Prestwich, “War and Finance in the Anglo-Norman

State' (Trans. Roy. Hist. Society. Vth Series. Vol. 4.) 及び John Beeler; Warfare in England, 1066—1189. (Columbia Univ. Press. 1966) 並びに第一章 'Military Service and Military Manpower: Non Feudal Elements' 及び Michael Powicke; Military Obligation in Mediaeval England. (Oxford. 1962) 並びに C. Warren Hollister; The Military Organisation of Norman England (Oxford. 1965) の記述を参考する。

(2) 所謂 "Money-Fief" の問題については Bryce Lyon; "The Money Fief under the English King, 1066—1485" (Eng. Hist. Rev. LXXI. (1951). p. 161—193.) を参照。

(3) Morris. The Welsh Wars of King Edward I. (Oxford. 1901). p. 68—69. 彼によれば「国王が Baron 或は Baronet と一〇〇人位の兵員の契約を行ひ、その内二〇か三〇人かは彼自身の私兵であり、残余は、それ程地位の高くない貴族に夫々一〇乃至一五人位の兵員を集めることを Sub-Contract し、これらの Sub-Contract した貴族は自己の集めた兵員を指揮して、国王の Contract を受けた貴族の旗下に入つて部隊を構成した。国王の貨幣支払を受け、かかる契約によつて形成された部隊の最初の例は、一二七七年に見出される。日当は、封建軍の四〇日勤務の例に倣ひ、四〇日を一期として支払われた。Earl of Warwick は Chester で、一二五人の兵員を以つて一二〇日間このような形で従軍したと思れるが、詳細は判らぬ。」と述べて、統つて「Exchequer Accounts, 3/12 及び 12/12 Lincoln は、Montgomery で同じく一二〇日間、全ての自分の兵員一〇一人を率いて、従軍し、彼自身も Banneret の Fee. 一〇日シリングを得ていた。」又 Exchequer 3/13 により「Pain de Chaworth は Carmathen で七五人の兵員を以つて勤務した。(彼自身は Marcher-Lord であり、かつまた勤務地が彼自身の保有地に近かつたから、日当を得ないから)」と言つてゐる。次に彼の計算した Earl の Retinue 及びその Knights' Fief の保有数との対照表をここに示す。

TABLE A.—THE EARLS.

<i>Number of fees as in pipe rolls.</i>		<i>Quota in 1277¹.</i>	<i>Strength of retinues in lances in certain wars.</i>
263 in all { 131. Ferrars 60. Montfort 38. Various plus Lancaster	Lancaster		46 to 50. Wales 1294: 21. Flanders 1297: horses: 45. Scotland 1298: horses:
220 { 125. Various 95. Wallingford plus Cornwall	Cornwall	15	
455 { 261. Gloucester 141. Clare 52. Various	Gloucester	10	(46. Scotland 1298: Ralph de Monthermer, who married his widow.)
245 { 117. Lacy and Salisbury 68. Earl of Chester 60. Winchester plus co. of Chester	Lincoln	7 ^{1/2}	30. Montgomery 1277: pay 14. Scotland 1298:
60. Warenne plus Yorks. and Lincolnshire	Surrey	7	26. Wales 1294: 18. Wales 1295: 49. Scotland 1298:
135 { 103. Beauchamp 32. Rlessetis: Oxon. plus co. of Chester	Warwicr	6 ^{1/2} (or 6 in 1282)	21. Wales 1294: 36. Wales 1295: 27. Flanders 1297: horses: 25. Scotland 1298: pay: ² 14. Scotland 1298: letters: ³

279	{ 211. Bigod & Giffard 67 ¹ / ₂ . Marshal	Norfolk	6	28. Wales 1294: 50. Scotland 1298:
151	{ 60. Mandeville 30. Bohun 35. Various 26. Braose	Hereford	5	12. Wales 1294: 14. Scotland 1298:
	32.	Oxford	3	12. Scotland 1298:
89	{ 32. Shropshire 57. Other counties	Arundel		40. Scotland 1298: ² 14. Scotland 1298: ³

¹ *Parl. Writs*, vol. i. 197, & c. ² Spring campaign.

³ Summer campaign as a feudal duty.

(同書 p. 60)

TABLE B.—THE LORDS MARCHERS.

<i>Number of fees.</i>		<i>Recognized quotas in 1277.</i>	
? Salop & c. ? Radnor 26 ¹ / ₆ . Braose	Roger de Mortimer	3 2 1	For Elvael But Builth 'in manu regis'
23. Herefordshire	Robert de Mortimer	3	Of Richard's Castle
5. Salop	Peter Corbet	5	
1. Staffs 25. Ewyas Lacy	Theobald de Verdun	3 ¹ / ₂	
25. Ewyas Lacy	Geoffrey de Geneville	2 ¹ / ₂	28 lances in 1297: horses
2. Hampshire 19. Ewyas Harold	John Tregoz	3	12 lances in 1298: horses
	Ralph de Tony	2	18 lances in 1298: horses: (son)
	Roger de Clifford, senior	1 ¹ / ₂	'Pro Monemue'
? Wiltshire 9. Herefordshire	John Giffard	3	One knight 'in baronia sua' Four knights entered, two of which cancelled for wi- fe's lands ¹ .
10. Sussex Gower	William de Braose	2 ¹ / ₂ 1	One knight recognized for march
14. Glouc. & Hants 44. Bruere Kidwelly	Pain de Chaworth	1	Does not know his liability Three light horse for Kid- welly
56. Devon	Geoffrey de Camville ²	2	} This service is recognized for English fiefs only.
10. Somerset	Nicholas FitzMartin	3	
27. Various cos. 26 ¹ / ₆ . Braose	Reginald FitzPeter John de Hastings	2	
15. Herefordshire	Earl of Lancaster		
26 ¹ / ₆ . Braose	Earl of Hereford	1 ² / ₃	
67 ¹ / ₂ . Strigul	Earl of Norfolk	1	Served in person as marshal

¹ The march of Clifford, also the commot and part of the town of Llandovery, came to him through his wife.

² His son, William de Camville, served as the knight of Pain de Chaworth.

(同書 p. 61)

TABLE C.—BARONS: TENURE IN ENGLAND.

<i>Number of fees as in pipe rolls.</i>	<i>Barons.</i>	<i>Kn.</i>	<i>Tr.</i>	<i>Retinues in various wars, total number of lances.</i>
(?) Chester, Beds, Herefordshire	Reginald de Grey	2		26. Wales 1277: pay 35. Wales 1295: pay
69. Linc., Norfolk, Sussex	Robert de Tateshale	3		15. Wales 1277: pay 15. Wales 1282: pay 20. Wales 1294: letters 12. Flanders 1297: horses: (son)
40. Norfolk, Sussex 2½. Chester	Roger de Monthaut (in wardship)			20. Wales 1295: pay 18. Scotland 1298: horses: (son)
7. Northumberland (?) Mother's inheritance	Walter de Huntercumbe	3	1½	10. Wales 1282: pay 13. Wales 1295: pay 16. to 32. Scotland
2. Essex	Ralph Pipard	1	2	10. Wales 1295: pay 21. Scotland 1298: horses
2. Notts, Linc.	Philip de Kyme	1	2	12. Wales 1282: pay 13. Wales 1295: pay
26. Yorks., Linc., Northumb. 33. Leic. (wife)	Robert de Ros 1277 1282	4 3	4 6	10. Wales 1277: pay
18. Yorks., Linc.	Baldwin Wake	4		16. Wales 1294: letters: (John Wake)
63. Essex	Robert Fitzwalter	3		15. Wales 1282: pay
36. Yorks., Northumb.	John de Vescy	3		15. Montgomery 1277: pay
5. Essex	John de Vaux	1		10. Montgomery 1277: pay
	William de Leyburn	2		10. Montgomery 1277: pay 10. Wales 1282: pay 23. Flanders 1297: horses 16. Scotland 1298: horses
Two fees each in Westmorland, and others in Yorkshire	Roger de Leyburn Roger de Clifford, junior	2	5 1	14. Scotland 1296: horses: (son) 35. Scotland 1298: horses: (son)
69. Lincolnshire	Gilbert de Gaunt	2	2	12. Flanders 1297: horses: (son)
34, (?) Yorkshire	William de Greystock	2	4	
35. Lincolnshire	Edmund d'Eyncourt		4	
24. Herts and Kent	Alex. de Balliol	3		10. Wales 1277: pay

(同書 p.62)

TABLE C.—BARONS: TENURE IN ENGLAND (continued).

<i>Number of fees as in pipe rolls.</i>	<i>Barons.</i>	<i>Kn.</i>	<i>Tr.</i>	<i>Retinues in various wars, total number of lances.</i>
35. Northumb. Essex	John de Balliol 'pro Devorgilla'	1	1	
11½. Essex	Robert & Richard de Bruce, 'pro Roberto patre.'	2		11. Wales 1282: Robert 8. Wales 1282: Richard

92. Devon	Hugh de Courtenay		6	12. South Wales 1282: pay 12. Scotland 1298: horses
11. Somerset	Hugh Pointz	1		4. South Wales 1277: pay 6. South Wales 1282: pay 6. Scotland 1298: horses
(?)	Alan Plukenet	1		10. South Wales 1277: pay 10 to 13. South Wales 1282: pay 14. Scotland 1296: horses
25. Bedfordshire	Ralph Daubeny	1		10. South Wales 1277: pay 12 to 18. South Wales 1282: pay
8. Gloucestershire	Roger de Molis	2		10. South Wales 1277: pay 10. North Wales 1282: pay
43. Somerset?	John de Mohun	3		10. South Wales 1277: pay 10. South Wales 1282: pay: (brother)
5. Gloucestershire? plus	Maurice de Berkeley	3		His son has 15, and grand- son 11 in retinue of Aymer de Valence
10. Norfolk 1. Hants	William de Valence			His son Aymer has 50. Flanders 1297: horses 50. Scotland 1298: horses
¹ / ₄ . Leicestershire ? Worcester	Hugh le Despenser			15. Wales 1294: letters 25. Scotland 1296: horses 50. Scotland 1298: horses

¹ Philip de Kyne was also enfeoffed for the service of fourteen knights as a sub-tenant of the Earl of Lancaster; *Inq. q. mortem*, p. 142.

(同書 p. 63)

所謂“Bastard Feudalism”の中心(序説)

(4) J. E. Morris 及 Bain の Calendar of Documents relating to Scottish History. Nos. 905, 1004. による。次の如き事実を示している。即ち、一二七七年から一二八二年の間に、Tenant-in-Chief が、次第に Earl の旗下に入つて行く例が見出される。例へば、Ralph Pipard は、一三十七年には、彼自身の封建義務を承認して、Earl of Lancaster の旗下に入り、一二八二年には Cromwell の、又、一三九年には Grey の Paid Squandron の一員となった。又、Thomas Berkeley と Maurice Berkeley 父子は、一二七七年には、Tenant-in-Chief として、封建軍務を提供してゐたので、一二九四年には、Earl of Norfolk の旗下である。一三九七年には、両者は Aymer de Valence と契約を結び、戦争が発生した時には、いつでも一定の日當を以てして従軍するものと、平時でも騎士並に歩兵を養つておくことを正式に契約してゐる (pp. 70—71)。

又、N. Denholm-Young は、Segrave の領主 John は、同じ頃、Norfolk の Lodden の Manner を得て、Bannaret として廻つてゐる。然るに Norfolk の Duke の Livery を着用して、イングランド國王を除き誰を敵としてみても、五人の騎士と若士の Man-at-Armes を率ゐて、インストランド、ウエールズ、スコットランドの Duke のために従軍することを知つてゐる (Bod. Liv. Ms. Dugdale 18. fol. 83.) (Seigneurial Administration in England. p. 23. 167—8)

(5) 上級貴族・特に Earl は、その Prestige 維持のため、封建義務に基づいて出兵し、出陣中の日當の取得を抵抗してゐたが、Edward III の治世の中葉には、Earl の日當を受取るようになった。尚、一般に Edward III 時代の日當についての記せば、一日に Duke 一三、Baron 六、Knight Earl の Shirving、Banneret 四、Knight Bachelor 二、Minion、Men-at-Arms、Minion、Hobelar 六、Foot-Archer 二、Minion、Foot-Soldier 二、Minion、Foot-Soldier 二、Minion、Foot-Soldier 二、Minion。

(6) 次節に原文並に訳文を記す。
(7) 例へば Calendar of Documents relating to Scotland. ed. J. Bain, II. No. 905. 或は N. Denholm-Young, Seigneurial Administration in England. pp. 167—178. (McFarlan; “Bastard Feudalism”. (B.

I. H. S. Vol. XX.) p. 163.

(8) McFarlen, "Bastard Feudalism." (B. I. H. S. Vol. XX.) pp. 163—164.

(9) McFarlen, "Bastard Feudalism". p. 164.

(10) 例へば Chandos のように、軍事的才幹で成り上がった者もあるが、このよ
うな成り上り者は、一時的現象に過ぎなかつたようである。

三

以上のように、軍隊そのものの内に於いて、契約的要素が軍隊そのものの国民軍化と共に進展して行つたのであつたから、軍隊の構成・組織の研究は、Indentured Retainers の進化、旧来の封土を媒介とする封主・封臣機構の後退の指標として、極めて重要な意味をもつものと言えよう。ここに軍隊の組織の研究が極めて重要な意味をもつて来る。既に触れた Morris の研究以外に、特にこの方向に於いて注目すべき研究は、A. E. Prince の The English Government at Work. 1327-1336. ed. J. E. Williard and W. A. Morris (Mediaeval Academy of America. 1940) vol. I Central and Prerogative Government. に発表した "Army and Navy" 及び "The Strength of English Armies in the Reign of Edward III" (E. H. R. XLVI (1931) pp. 353—71) 及び Prince 第一の論文について述べて見たい。

これは、一三二七年から一三三七年の間の一〇年間の行政(司法・財政)の実体を、地方・中央にわたり極めて詳細に跡付けようとして、多数のイギリス・アメリカの学者の協力によつてなつ

た三巻の行政史の第一巻に所収されているものであつて、この短い時期の間の陸海軍の諸問題を全て網羅的に論究している力作である。(但し海軍については殆んど触れていない。)従つて召集した軍隊の兵力・兵種・規模・軍隊を構成する諸要素(封建的要素、Indenture によるもの、国民兵役制による徴集兵の比率)又夫々の徴集の方法、軍需品調達の方法、等を取扱つている。ここでは、夫々の諸問題についても触れるべきであらうが、軍隊の構成に於ける封建的要素と契約的要素との比率については、彼の第二の論文が殆んど、大筋については、定説と認め得るものと思われるので、別の問題について紹介したい。

それは Commission of Array の社会的出自という問題である。国民兵役義務による兵士の召集の任に當つた Commission of Array 制については、大体、Shire 単位にその任に當つたものは、Knight 層の軍人であり、高級貴族は、更に上にあつて、これらの Knight 層の Commissioner を統轄して(2)いたことを明らかにしてゐる。ここに、新しい軍制下に於いても、従来の貴族層が、国王権力の代行者として、指導的役割を果したという事実が如実に示されてゐて、正に、B. Wilkinson や或は Michael Powicke の指適するように、イングランドに於いては、封建貴族階級が、国王権力の伸張にもかかはらず、むしろそれに則して貴族の権力の維持、或はむしろ強化が可能であつたことを示して居り、興味深い。

次に、軍隊の兵力について述べよう。この点については、むしろ

る彼の第二の論文が、より詳細に論じているので、先づその内容の大略を述べ、必要な限り、後に著わされた彼の第一の論文の内容を以つて補足したい。

第一の論文に於いて彼が明らかにしようとしたのは、軍隊を構成する諸要素の相対的な比重を明らかにすることにあつた。そして彼が利用したのは、財務記録即ち兵員に対する手当支払の記録であつた。即ち、この記録にあつては、国王と従軍のために Indenture 契約に入つた部将の個人的 Retainers に対する支払といふ Shire (或は Borough) が、国民兵役義務に基づいて差出した兵員に対する支給とを区別しているのに着目したのである。尚、本論文の標題には、Edward III 治下とあるが、「Edward III の治世の最後の一五年間は、……信頼し得るに足る史料の乏しいために」十分に論じていない。扱、彼の研究の結果を紹介すれば、次のようになる。

(イ) 例えば、一三四六年、一三五五年の対 Scotland 戦争のように、Shire (或は Borough) 徴集軍が殆んど全軍を形成している場合もある。しかしこのような戦争は、全て、本質的には国土防衛戦であつた。一三四六年、五五年の対 Scotland に於いては、極めて少数の Retainer 以外は County (Borough) の徴集軍であつたが、County (Borough) 徴集兵と Retainer との比は一三三七年では、11・1、一三三五年では5又は4・1、一三三八年一月には4・1、一三三六年九月では、3・1であり、一三三八年以降は、上記の二つの場合を除き、大体五・二の割合を保つ

所謂 “Bastard Feudalism” といふ (序説)

ていた。この割合は、一三四一年の対 Scotland 戦、一三四七年の Calais 出兵、一三六一年の対 Ireland 戦に於いても同様である。しかし一三五九年に組織された部隊に於いては、Retainer たる歩兵 (騎兵の射手を含む) の方が、Shire (Borough) 徴集の歩兵よりも3・2の割合で多くなつてゐる。

(ロ) 騎兵。騎兵は、全ての部隊を通じて、貴族の配下が圧倒的であつた。そして、Shire (Borough) 徴集の騎兵は常に減少してゐた。しかし、その例も若干あるし、又、一三四二年までは、Tenants-in-Chief に対する封建的召集も若干行われてゐるが、その後は、このような例は散発的となつた。

(ハ) 騎乗の射兵。騎乗の歩兵を Shire; Borough から得るために、諸々の努力が行われたが、仲々その実は挙がらなかつた。例へば、一三三六年の部隊では、純歩兵に関しては、Shire (Borough) 徴集の兵士と Retainer との比は3・1であつたが、騎乗の歩兵については、2・1以下で、Edward III 治世の末年には、一人の騎士が Men-At-Arms と騎乗の射兵の一団を率へ、これが戦斗単位となつた。

かくして、強力な軍隊を得るためには、国王は、直接従軍の契約を行う貴族もしくは Knight に、更にその配下の有力な戦斗力を確保するために、Sub-Contract を勧奨することゝあつた。

更に最近 J. W. Sherborne の “Indentured Retinues and English Expedition to France, 1369—1380” (E. H. R.

(1964) pp. 718—746) に於いて、Prince が充分論じなかつた Edward III 末年から Richard II の治世の対 France 派遣軍について Prince と同一の問題の糾明に努めている。彼は、Indenture した部将 (Captain) が戦争後が提出した会計報告、Exchequer 記録等を利用してこの問題の解明を企てたのである。彼の研究の成果を次に記さう。

(4) 国王が国外の諸侯との間に結んだ契約を除いて、イングランド諸侯 (騎士) の組織した部隊のみについて言えば、(1) 国王と直接契約した部将の数は比較的少い。王族³ (Edward III の三人の王子は五〇〇部隊七五〇〇人を指揮)、Earl 6 (九人の Earl は合計一〇部隊約三〇〇〇人を指揮)、Banneret 19 (一九人の Banneret (主として貴族出身) は、合計二五部隊、約六〇〇人を指揮)、Knight 10 (九部隊約一二五〇人を指揮)、Esquire 7 (六部隊六四五人を指揮)、Clerk 1 (一部隊約二〇人を指揮) であつた。従つて、兵員の大部分は、王族もしくは高級貴族が徴集して居り、古い封建的身分秩序が一四世紀後半の軍制に於いても維持されてゐると思つてよさう。

(5) Commission of Array とする Shire (Borough) の国民兵役に基く徴集の方法は、一三六九年、一三七三年を除いて殆んど無視してよさう。例へば一三六九年には、Robert Morton 並に Roger Beler なる者が国王軍のために、一〇〇人の射兵を array する Commission を受けてゐるし、又 Wardrobe の会計記録には、Morton に対して、その array した兵士の給料を支払つ

ているのが見られる。一三六九年、一三七三年の部隊については、夫々、このような事例が散見せられるから、Indentured Retainers の方法によらない徴集も行われたことが判る。しかしそれは、一三六〇年以前に比して極めて低い比重しかもたなかつたものようである。又、一三六九年の Commission of Array の徴集した部隊は、Retainer たる射兵の部隊とは別箇に組織されていたものと思われるが、一三七三年には、Duke of Lancaster の Indentured Retainers の部隊の一部をなすものとして、Array が行われた。しかもこの Array は、Duke of Lancaster の影響力の強かつた Lancashire, Yorkshire, Derbyshire, Staffordshire に限られていた。

(6) 必要な兵員は概ね国王と部将との Indenture 契約によつて充足された。これらの部将は、幾人かの Sub-Contractor を通じて徴集を行つていたらしい。例へば、一三八一年に、Sir Thomas Fetou は、四九九人の Men-at-Arms、五〇〇人の射兵を以つて、六ヶ月間 Bretagne に従軍する契約を国王と結んでゐるが、現存する史料では、その内、一七八人の Men-at-Arms、一八一人の射兵は、一五人の Sub-Contractor を通じて得てゐる。この種の Sub-Contractor の活躍はしばしば史料の上に現われている。従つて、国王と直接契約を結ぶ関係にあつた上級貴族の下に、⁽⁴⁾ 勢望をもち、多数の Retainer を抱える多数の中層の勢力者があり、⁽⁵⁾ これらの協力によつて初めて、当時のイングランドの軍事力が確保されていたものと思われる。

註

(一) 尚、その他 A. E. Prince 氏は "The Indenture System under Edward III" (Historical Essays in Honour of James Tait, ed. J. G. Edwards, V. H. Galbraith, E. F. Jacob, pp. 283-97) がある。この論文にもつては、Indentured Retainer 制そのものが、Indenture of Warrior から生じたものの如く考へてゐるが、この専ら軍隊編成のための Indenture のみを強調する主張は、N. B. Lewis やその他によつて批判されてゐる。

(二) 一般には、Letter Patent によつて、州の夫々定められた人員の徴募に當る Commission of Array を任命し、彼等は州の各地区毎の割当人員を定め、彼等が定め Sheriff が告示した日時・場所に夫々集つた人々から、必要人員を徴募した。国王によつては心身ともに優秀な兵員を得ることが必要であつたから、武勳を立てた人物や Commissioner とつての経験の篤い人々を任命することがある。こゝには "gentz mervelouses de arraier" と稱せられる人々もあつた。例へば、Sir Thomas de Lathon は、一三二七年九月三〇日 (Rot. Scot. I. p. 222)。一三三四年一月二〇日 (ibid., pp. 282, 283) 一三三四年一月四日 (ibid., pp. 297, 304)。一三三五年一月八日 (ibid., p. 321) 一三三六年二月二日 (ibid., p. 408, 410) 一三三六年一月一日 (ibid., p. 456) 及び Commission を身せよといふ。又、この頃の Commissioner とつては、實際に活動したのは、Knight 上級の Tenant-in-Chief であることが多く、Earl や他の貴類は、それを総括してゐたものと思われ (Prince, pp. 356-7)。

(三) M. Powicke 氏の Military Obligation of Mediaeval England, 第 10 章 Edward III. The Failure of Compulsion (特に p. 184) の中で Prince のこの方法は、Commission of Array の人数を過少なにする恐れがあるといふ。又、この頃の Sherborne は、Commissioner が徴募した人員をその Retainer とつてゐる例を見出し、この頃からである。

(四) 例へば Sub-Contractor である Sir William FitzRalph は五九人の Man-at-Arms, 六〇人の Archer を提供し、一三八〇年には Sub-Contractor である Sir Robert I nollas 及び Buckingham のために、一四〇〇人の Man-at-Arms 及び四〇人の Archer を提供してゐる。

所謂 "Bastard Feudalism" につて (序説)

(五) N. B. Lewis 氏 The Last Mediaeval Summon of the English Feudal Levy, 13, June, 1385 (Eng. Hist. Rev. Vol. LXXIII (1658) pp. 1-26) に於いて、所謂この Feudal Levy なるものが、Writ の外見上のものであるのみで、實質的には契約軍隊であつたことを明らかにした。

四

しからば、一四世紀にいつかは、どの程度の Indenture が現在まで判つてゐるであらうか。K. B. McFarlane によれば、最も多いのは John of Gaunt のそれである。これは、一三九九年に Lancaster 家の Henry IV が国王となつたので、Lancaster 家の文書が國家の文書として保存せられるところ事情によるものと思われる。現在まで発見された約二〇〇の Indenture (1) の内、約三分の二は John of Gaunt のものである。又 Black Prince, Edmund (Duke of York), Richard (Earl of Arundel), Edmund (Earl of March), Thomas (Earl of Warwick) のものが保存されている。(2) その内容は、殆んど皆同一である。型式上は一三九七年のものとも大差はない。即ち、(A) Retainer は、(1) (単独もしくは、一定の人員を伴つて) 平時・戦時を問わず、主人につかえること、(2) 主人が好む所にはどこにでも、自己の身分に相應しい軍装をもつて主人と共に赴くこと、(3) 平和時には、主人の召集に応じて、主人の Household に出仕すること、(B) 主人は、(1) 指定の土地、又は領主権による Annual Fee を Retainer に支払うこと、(2) 時としては、主人がその支払を怠る時には、所定の土地或は領主権を喪うこと、(3) 戦争に従軍中

には、所定の日当、(b) 又、主人の Household に出仕する期間にも日当を支給すること、(c) 戦争で失った馬匹には代替の馬匹を給し、(d) 兵員並に装備の運送の任に当り、(e) 戦利品の分前に与らしめることを規定している。

今ここに一例として、一二八七年の Indenture を訳出して置く。「国王 Edward の治世第一五年使徒ヤコブの祝日後の日曜日に Worcester 於て、貴き領主 Edmund Mortimer と領主 Peter de Manlay との間に次のことが協定された。即ち、上述の領主 Peter は、陛下の敵であり反逆者である Mareddud の子 Rys とその一味に対する Wales の戦争の遠征に、一〇頭の武装した馬、即ち(中略)ここに馬の種類、価格を列挙す)……を伴つて、上述の領主と共にあるべき(を協定した。)……もし領主 Peter が、領主 Edmund の配下にあつて、上記の馬匹又はその一頭を失うならば……(条件によつて彼は補償される。)……そしてこの問題についてのより大きな保証として、次のことがなされるべきである。領主 Edmund と領主 Peter とは共に、cyrograph (= indenture) の方法によつてつくられたこの文書に夫々印章を捺し、Edmund は、上に述べたような型で、上述の条件によつて領主 Peter に貨幣(支払)の義務を負うことを Chancery に誓約し、又彼はこの誓約を Chancery に記録させた。又、彼は、上述の貨幣が、上に述べた条件で支払われないときは、Hereford その他にある彼の土地、財産、不動産から、陛下の Bailiff によつて徴収されて、上に述べた形

で、領主 Peter に支払われるべきものたることを約束する……(後略)……とある。後の Indenture は更に条項が複雑化しているに過ぎない。⁽⁴⁾次に、このような Sub-Contract と国王と諸侯との間に結ばれたものを比較して見よう。その一例として、Edward III が William la Zouche との間に結んだ Indenture ⁽⁵⁾を見る。ここに、期間が短くという特徴が見られるし、又、Lewis が指摘しているように、指揮官は、通常の日当の他に、指揮官としての特別の日当を得ていたことが知られる。⁽⁶⁾

註

(1) John of Gaunt の Indenture とは、その九五の Register of John of Gaunt (Vol. I, II ed. by S. Armitage-Smith. vol. iii, iv. ed. by R. Somerville. (Camd. Society. 3rd Ser. vol. xx, xxi, lvi, lvii) 248, 249) 及び彼の Indenture の国王による確認の例として、Calendar of Patent Rolls 1367—1399. 248, 249. 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000.

(2) (イ) Black Prince の Register of Edward the Black Prince. ii. 34, 45—6; iii. 475—7; iv. 288, 311. Calendar of Pat. Rolls. (1374—1377), p. 298; (1377—1381), pp. 155, 161, 192, 236, 249, 345; (1381—1385), p. 112; (1388—1392), 9, 71; (1391—1396), pp. 582—3, (1399—1401), pp. 16, 22, 75. Hist. Mss. Com. Rep. Middleton, p. 98. (ロ) Duke of York の Cal. Pat. Rolls. (1405—1408), pp. 12, 16; (ハ) Earl of Arundel の Cal. Pat. Rolls. (1396—1399), p. 255. (ニ) Earl of March の Cal. Pat. Rolls. (1381—1385), pp. 99, 116, 119; (1401—1405), p. 229. (ホ) Earl of Warwick の Cal. Pat.

Rolls, (1381—185), pp. 238, 277—8; (1391—1399), pp. 465—6. (イ) Earl of Nottingham. 203131 Cal. Pat. Rolls. (1399—1401) pp. 28, 196, 224—5 (1405—1408) p. 29. (McFarlen "Bastard Feudalism." p. 165 45)

(∞) P. R. O., Close Roll, 15 Edward I, membrane 3d.

Hec est conuencio facta apud Wigemor die Dominica proxima post festum sancti Jacobi Apostoli anno regni Regis Edwardi Quintodecimo inter nobilem virum dominum Edmundum de Mortuo Mari ex parte vna et dominum Petrum de Malo Lacu ex altera, videlicet quod predictus dominus Petrus morabitur cum predicto domino Edmundo in expeditione guerre Wallie contra Resum filium Mereduci et complices suos dicti domini Regis malinolos et rebelles cum decem equis cooperis precio appreciatis, (半管) et si contingat dictum dominum Petrum in seruitio dicti domini Edmundi dictos equos seu eorum aliquem, aliquo casu amittere; (半管) Et ad maiorem huius rei securitatem, hinc inde faciendam; tam predictus dominus Edmundus quam predictus dominus Petrus huic scripto in modum cyrographi confecto sigilla sua alternatim apposerunt et predictus Edmundus predictam pecuniam terminis antedictis taliter se debere predicto domino Petro soluendam in Cancellaria domini Regis in forma premissa recognouit et eandem recognitionem in eadem Cancellaria irrotulari fecit et concessit quod si predicta pecunia terminis prescriptis non fuerit soluta quod ea de terris bonis et catalis suis in comitatu Herefordie et alibi per Balliuos domini Regis leuetur et domino Petro antedicto secundum formam predictam soluetur. Data apud Wigemor die et anno supradictis. Et memorandum quod predictus Edmundus venit in Cancellaria Regis et recognouit scriptum predictum et omnia in eo contenta in forma predicta.

(4) 2. *Nicholas de Atherton. The Savoy, 24 Mar. 1370.*

英語 "Bastard Feudalism" 203131 (抄録)

Ceste endenture faite parentre monsigner Johan duc de Lancastre, seneschal Dengleterre, dune part, et Nicholas de Atherton, dautre part, tesmoigne qe le dit Nicholas est demorez envers le dit duc pur pees et pur guerre a terme de vie.

Pur quele demoer le dit duc ad grantez au dit Nicholas dys l'vres dargent par an a terme de sa vie ou jusques au temps qil aura autrement ordenez pur souz estat, a prendre mesmes les dys livres des issues de souz manoir de Derby en comte de Lancastre a les termes de Pasque et de la seint Michel par oveles porcions par les mains de souz receivoir illoeces qi pur temps serra.

Et comencera le dit Nicholas souz an de guerre le jour qil se departira de son hostel envers le dit duc par ses lettres queux luy serront envoiez, et delors prendra tieles gages come autres esquieres de sa condicioun prendront si bien decea la meer come par dela et covenable eskippees pur ses gentz et chivaux et ses autres hermeses pur passage et repassage.

Et serront ses chivaux de guerre prisez, et si null' de eux soient perduz en le service le dit duc, restor lui serra faite come reson demande, et alors en aura le dit duc la moite des prisoners et gayns de guerre prisee et gaynez par le dit Nicholas. Et si null' des chivaux lavantdit Nicholas ne soient prisez, alors aura le dit duc sinoun' la tierce partie des profitz de guerre issint par le dit Nicholas gaynez. En tesmoignance de quele chose les avantditz duc et Nicholat a cestes endentures entrechangeablement ont mys leur sealz.

Dont'al manoir de la Sauvoye juxte Londres le xxiiij jour demarcz, lan du regne nostre seigneur le roy Edward' tierce quartant quart.

Patent Roll no. 352 (22 Ric. II, part 3), m. 13. (Lewis. Indenture of Retinue. p. 87—8).

(5) *Indenture between the king and Monstre William la Zouche*

(長(中)) 1113

Fait a remembrer qe le xvij iour de Juy n lan du regne nostre seigneur le Roi disme Monsire William la Zouche est demorez od nostre dit seigneur le Roi par tout lan entier prochein suiant a lui servir en guerre queu part qe le corps le Roi va od trente hommes darmes et prendra de nostre dit seigneur le Roi por ses dites gentz darmes gages acustomez por le temps qil demorra od meismes ses gentz en guerre. Et auera restor des cheuaux prisez por les dites gentz qi se perderont en le seruise nostre seigneur le Roi auantdit. Et prendra de nostre dit seigneur le Roi por fee e por toute manere dautres choses deux Centz marcs por lan auantdit. En tesmoignance de queu chose est faite ceste indenture, seiless du priue seal nostre seigneur le Roi e du seal le dit mon sire William entrech-augeablement. Done a Westm' lan e le iour desusditz.

...summa quarte indenture ciiijij li. ix s. viij d.
 Endorsed: —Indentura domini Willelmi la Zouche.
 Ann xo°. Memorandum quod comp' per istam indenturam.

P. R. O. Ancient Deed (Exch. K. R.), R. S. 162.
 (Lewis, B. I. H. R. XX. p. 117—8)
 (e) Lewis, B. I. H. R. Vol. XX. p. 116.

H

G. A. Holmes 子 Earl of March, Edmund Mortimer (1373—81) 子 Roger Mortimer (d. 1398), Earl of Salisbury 子 William de Montagne (1348—97) 子 Earl of Lancaster 子 Henry (1327—45), Earl of Northampton 子 William de Bohum (1337—60) 子 Earl of Hereford 子 Humphrey de Bohum (b. 1373) の夫々の Indentured Retainers 及び 検討を加え、諸種の文献を通じて知り得る

Retainer の Annual Fee の額並に勤務の種類と量、又身分等を明かすところ⁽¹⁾。又卷末には、一三二二年の Boroughbridge の戦の後、国王官吏に与つてつくられた Earl of Lancaster の Muniments から発見された Earl of Lancaster, Thomas, の Retainer のリストを記したる。例を以て Earl of March 子の Edmund Mortimer の場合を考へて見よ。彼がいつか、史料に現はれる限りでは、一人の Retainer が検出せられた。その内訳は、Knight の (a) Sir Thomas Mortimer (英名)。Sir John de Bromwich。 (b) Duke of Clare の家臣。Sir Ralph de Lingen) Esquire の (John de Bristowe, Henry de Conway, Leonard Hakeluyt, Richard Botrall, (Mortimer の近領 Lordships of Wigmore の Constable, Parker, Keeper of the Chace) Walter Bromwich, Hugh Cheyney) 不詳 (Esquire ?) — (William Hornby.) Clerk の (William Forde (後に重臣の家職を有す)) Thomas Hildburgh (a) Lordship of Clase の clericus compoti (Earl の Herald of Arms.)。不詳 の (Hugh de Boraston (a) Earl of Atony). William de la Launde. (Servant として Roger Hngges. (不明) 子。このリストからは更に興味のある一三八九年一月の Earl of Salisbury 子の William de Montagne が彼の Treasurer に送った書簡には、四人の Sergeant (a) Sergeant at Law か) 一人の Attorney in the Exchequer, (b) 四年四〇シリング) 一人の Attorney

in the Common Bench にも年八シリング六ペンスの支払いを命じている。このように極めて広い範囲の人々に Annuity が支給されていたことが判る。更に巻末付載の Earl Thomas of Lancaster の Retainer の表については、約一三〇人の Retainer の名が記されている。この内約三〇人は一時的な Retainer と考えられる。又、上に述べた諸々の Earl の Retainer 中には、彼等側近にあつて、主要な活動をしてゐる人物が脱落してゐることもあるので、必しもそれらが Retainer の全てを網羅したものとは考えられない。一般に、これらの大貴族は、自ら国王から Indenture を受けて出陣するに際して信頼するに足る武將、又、自己の従臣の要人、家職、法律家等、所謂 Baronial Council に席を占めて助言を与え、或は家領の経営に枢要な地位を占める人々には、Retainer として Annual Fee を支払つたものであつた。最後に、最も史料が乏しい、又規模の大きい Indentured Retainer を有してゐた John of Gaunt のそれについての研究を紹介したい。John of Gaunt の Retainer については、古くは S. Armitage-Smith⁽²⁾ によつて研究せられてゐる。彼は Register その他の記録から、一三七二年から一三八二年の間に、彼の Retainer として Fee を得てゐたものを検出し、貴族六、騎士一、二五、 Esquire その他一三二の名前を表として作成してゐる。彼自身も断つてゐるやうに、この表は、決して、完全なものではないであらうが、一応の概念を得るには、便利であらう。彼の Retainer 中には、貴族と並んで、家職・料理人長の如きも

所謂 "Bastard Feudalism" について (序説)

見える。特に料理人長の如きは、Sergeantry Fief の衰退の結果として、Retainer として Fee を与えられるようになったものと思はれる。

註

(1) G. A. Holmes, The Estates of Higher Nobility in XIV Century England (Cambridge 1957). Chap. III. Rentine and Indenture. (pp. 58-81).

(2) S. Armitage-Smith; John of Gaunt, Duke of Lancaster. (Reprint) (London, 1964). Retainer の表は、四四〇—四四六頁にある。

(補註) John of Gaunt の Retainer に関して古くから問題になつてゐるのは、彼が Retainer を利用して、議會を自派で固めた(所謂 Packing)と言われていることである。この問題を詳細に論じたのは、S. Armitage-Smith で、彼は Chronicon Anglie に基づいて John of Gaunt が、一三三六年の Good Parliament 以後、議會の下院代表議員の問題に関心を示し始め、「それ以後、Lancaster Party が下院に於いて最も重要な要素となつた」としてゐる (p. 137)。また、彼は Josiah, C. Wedgwood は、「John of Gaunt and Packing of Parliament」(E. H. R. vol. 45 (1930), pp. 623-625) とつて S. Armitage-Smith の作成した Retainer の人名表と一三三七年—一三三八年の間の一二の議會の下院議員人名とを比較し、「一三三五年の騎士中、一度でもこの間に議員であつたものは、三〇、一三三二人の Esquire 中同じくこの期間に一度でも議員であつたものは一七乃至一九であり、又、各議會毎に彼の Retainer と議員となつたものを次のやうに計算してゐる。

5.	7.	5.	7.	5.	7.	5.	7.	5.	7.
1372	1373	1376 (Good Parl)	1377 (1)	1377 (2)	1378	1379	1380 (1)	1380 (2)	1381
1382	1382								

その「更に Armitage-Smith の説を批判する」の H. G. Richardson は「John of Gaunt and Parliamentary Representation of Lancashire」(Bull. of John Ryland Libr.) pp. 175-222 に於て、John of Gaunt の下院選挙についての態度を更に詳細に考究する。即ち、単に Retaine による Packing の問題のみならず、Duchy of Lancaster の Palatinate 領に於いて、彼が下院選挙についていかなる態度なり方策なりを取ったかについて詳細に検討し、一三三六年の Good Parliament を境にして態度に左した変化のなかつたこと、又、Duchy of Lancaster 内部に於ける下院選挙に於ても特に著しき干渉はなかつたこと、同じく S. Armitage-Smith の説を批判する。

六

更に、こうした「封土」支給によらない主従関係の設定は、軍隊の内部に於いてのみ行われたのではなく、又 Annual Fee の支払のみを媒介とするものでもなかつた。もともと最も古くは、このような「封土」によらない主従関係は、一般行政機構、又司法機構に寄生しつつ生れて来るのである。例へば、一二八二年の Edward I の書簡には「日当の支払によつて、我々に仕えることを、深く切望する」とあつて、六人の貴族に、貨幣の支給を条件として国王に軍事勤務を提供することを要求しているし、やがて、国王顧問官も、軍隊の幹部が国王から契約によつて、貨幣による支給を受けたのと同じく、勤務に対して全て貨幣による支給を受け(2)行政官吏についても、封建制度からの離脱が見られた。このことは同じく大貴族の Household についても見られるのであつた。

家職が Fee を得るのも、更に新しい主従関係設定の媒介物も、貨幣のみではなかつた。夫々の権力者は、権力を利用して特別の恩顧を示すこと、即ち Patronage を通じてこの新しい主従関係を設定されることもあつた。これを Maintenance と称した。Edward I は Statute of Westminster I. 一三二七年の Statute 等により、官吏の Maintenance を禁止し、又一三三七年には、官吏による Maintenance を禁止することを要求する Petition がなされてくる。(4) この意味で、この Retainer 制は、国王権力の増大と行政・司法の整備となしには考へられないものであつて、H. Can⁽⁵⁾ の正に指適するように、「寄生的」性格の強いものと言はざるを得ない。

かくして、中央の権利者を頂点に、単に軍人のみならず、行政官・司法官・地方豪族・豪農を初め、諸々の職業・身分の人々が、一種の主従関係に入ることになつた。これらの人々が、中央にある貴頭の権勢を利用して自己の利益の保全を図つたのであり、又権勢者は、夫々才幹あるものを自己の支配下におくことによつて自己の権勢の支えとしたのであつた。Paston Letters は、一五世紀の Norfolk の一豪農である Paston 一族の記録であるが、地方豪紳にとつて、中央貴頭の Patronage がいかに必要であつたか、又中央貴頭にとつては、自己の権勢維持のために、このよ(5)うな地方卿紳を抱き込むことがいかに必要であつたかを如実に示す幾多の書簡を収めている。更に、貴頭或は地方豪紳は、単になんらか社会的に有力なもののみでなく、時には、選挙、或は裁判

の際に、敵又は敵の一味に威圧を加え、時には暴力を振ふために、無頼の暴徒をも、Retainers として支配下に置くことも必要であつた。一般に Retainer には Livery と称する主家の与える制服が支給されたが、主家或は主家の一味に事ある時には、Retainers の一団が Livery を着用して示威を行った有様は、同しく Paston Letters によつても知ることが出来る。⁽⁶⁾一三九〇年に制定された対 Retainers の立法に於いてはつきりと區別されてゐるやうに、Retainer としても全てが同一のものではなく、(1) Resident Household Attendants. (2) Indenture 契約によつて、平時・戦時に主人に勤務を提供することを契約した人々、(3) 戦時に Fee 又は Patronage を受け、主人の保護を受ける徴しとして、Livery を賜つてゐるもの、と三種に分けられてゐることは、当時の実情に則したものであらう。⁽⁷⁾前節に於いて述べた諸 Earl の Retainer は、概ね(1)、(2)に当るものであらう。これと並んで、多数の Liveried Retainer が存在したことが考えられる。こうした点は、上記の Paston Letters 等を通じて可成り具体的に知ることが出来る。

周知のように Paston 家は、Norfolk 地方の一 Gentry であり、John Paston を中心とした、一家の往復書簡は、Gentry の行動そのものを明らかにしてくれるので中世末期イングランドの社会史、政治史を具体的に知る上に極めて貴重な史料と言わざるを得ない。ここにその書簡を通じて看取せられる地方 Gentry と中央貴顕との間の私的保護関係の発生する過程なり条件なりを

所謂“Bastard Feudalism”について(序説)

明らかにして見たい。John Paston の父は、Norfolk の Gresham の Manor を購入して、それを子の John に譲つた。Suffolk の人 John Heydon は、Lord Moleynes を動かして、この Maor に対して Heydon 自身が権利を有するとして、裁判が決着しない以前に Lord Moleynes の助力を借りて、実力を以つて Gresham の Manor から Paston を駆逐した。ここで Paston 自身も貴顕の恩顧を乞はざるを得なくなつた。初め彼は司教 William Waynflee に近付き、次いで彼の仲介で Lord Moleynes の側近の法律家にまで近付くことが出来た。彼は Lord Moleyns に直接会見しようとしたが果せず、一方 Moleyns は、Gresham の Manor を要塞化し、一四五〇年一月二八日には、Moleyns は、彼の Liveried Retainers からなる約一〇〇〇人の集団を組織して、John Paston の一家を館から駆逐してゐる。しかして、Moleyns は、East Anylia に勢力を有し、Sheriff 初め行政官、司法官が多く彼の一味であつたので、彼は中央に働きかけて、国王 Henry VI の恩顧を受けて初めて事件を解決している。ここに、地方豪紳がその所領維持のためには中央貴顕の恩顧(所謂 Good Lordship)を得ることが、いかに必要であつたかがよく示されてゐる。⁽⁸⁾

一方、中央貴顕の側にあつても、中央に於ける権勢維持のためには、地方豪紳の協力が必要不可欠であつた。これが最も如実に現われているのが選挙である。Parliament に於いて、下院に多くの味方をもつことが、彼等の中央政界に於ける発言力の大小を

決定する要因であつたからであつて、中央貴顕は、官職の榮達昇進を望む地方行政官、司法官を Retainer としていたから、彼等に対する所謂 Influence を利用して、自己と結ぶ豪紳の利益を守り、そして彼等を下院に送り込んで、自己の勢力維持に努めたのである。こうした方法は、単に平和的な手段によつてのみ達成されたのではなく、時には、上述の Paston Letter に現われているような、暴力的な実力行使をも伴うことがあつた。そのためには、単に、地方豪紳のみならず、武力を構成する一般庶民、或は無頼の暴徒までもが、Retainer の Nexus に加えられて来るのであつた。下院の選挙に於いて、相対立する地方豪紳が互に議席を争ひ、相対立する中央の貴顕が夫々を援助する場合などには、暴徒に他ならぬ Liveried Retainer が大挙して、選挙を妨害し或は干渉して、混乱を生じている例が多い。この選挙の問題は、特に Roskell の研究によつて明らかにされた点が多い。⁽⁶⁾

又、上級貴族たる中央貴顕と地方豪紳との間に生れたこの関係に關しては、地方豪紳が上級貴族の完全な支配下に陥つていたか否かについで、現在の所まで見解の一致を見つゝるなり。即ち H. G. Richardson 氏の “The Commons and Mediaeval Politics” (Trans, Roy. Hist. Soc. 4th Series, XXVII, (1946) pp. 21—45) に於いて、地方豪紳が中央に勢力をもつ上級貴族のままとなつてゐたと結論してゐるのに対つて、K. B. McFarlane 氏の “Parliament and Bastard Feudalism” (Trans, Roy. Hist. Society, 4th Series, XXVI, (1944) pp. 53—79) に於いて、

地方豪紳が充分自主的に行動してゐたと主張してゐる。この論拠は、主として H. L. Gray の “Income from Land in England in 1436”. (E. H. R. XLIX, (1934) pp. 607—39) によつて、上級貴族と若干の地方豪紳の間に経済的には大きな相違がなかつたという点にあるが、この試算そのものには異論がない訳ではない。新らたに發表された T. B. Pugh と C. D. Ross の研究 (“The English Baronage and the Income Tax of 1436” (Bull. Inst. Hist. Res. XXVI (1953) pp. 1—28) 或は C. D. Ross の The Estates and Finances of Richard Beauchamp, Earl of Warwick (Dugdale Soc. Occ. Papers, No. 12) (Stratford 1956) その他この方面の研究が俟たれる。

註

- (1) J. E. Morris. The Welsh Wars of Edward I. p. 74.
 (2) B. Wilkinson. Constitutional History of Mediaeval England. vol. III. pp. 142—3, p. 146, p. 205.
 (3) B. Wilkinson. Constitutional History of Mediaeval England. vol. III. p. 205, pp. 230—1.
 (4) Maintenance に対する非難が最初に現はれたのは、国王の側近のそれに対つてであつた。初期の Maintenance の例として “Chancery” (English Government at Work pp. 203—4.)
 (5) H. Cam. England before Elizabeth.
 (6) 榊原、十世世説 Commons の一側面(史学 三十九(一)) 参照
 (7) この Statute については、N. B. Lewis の述べた分析が最もよい。N. B. Lewis. “Organisation of Indentured Retainers” (Trans, Roy. Hist. Society. Vth Seises. vol. 27)
 (8) Paston 家とパストン、Bennett, Pastons and England (Cambridge. 1937) 参照。

(6) Roskell. *The Commons in Parliament of 1422*. (Manchester Univ. Press. 1954).

七

このような主・従関係の Nexus に対する国土・国家の対応は、どうであったのか。Indentured Retinue, Livery and Maintenance に対する立法の経過を少しく辿つて見たい。その第一は Edward I の一三〇五年の議会が制定した「Ordinance and Definition of Conspirators」であろう。そこでは「この国に於いて、悪意ある企てを援けるために人々に Livery 又は Fee を与へたもの⁽¹⁾」を叛逆者の一種としている。一三二七年の制定法に於いては、「普通法に反して、訴訟又は党派を支持したものを非合法とし⁽²⁾、又、一三四六年の制定法は、全ての貴族に、Retaining・Livery・Maintenance を禁じている。しかしこの最後の制定法は、一つの要望であるに過ぎなかつたようである。⁽³⁾

Richard II の治世には、一三七七年の議会は、「僅かな収入の者が一年一揃の帽子や他の Livery を与え、正しからうとなからうと、全てが争ひに於いて他のものを支持する」という約束で、Esquire その他を Retinue する」弊害を指摘し、合法的な Maintenance 以外は「かかへ Livery によつて Maintenance をなすために、人々を結社に統合する」ことを禁止している。そしてこのことを行つた人々の調査のための Assize が設けられている。しかし最も本格的な立法は一三九〇年の制定法であつ

所謂“Bastard Feudalism”といふ(序説)

(5) この法は、社会的に独立性なく責任のない人々は、貴顕その他の Fee・Robe・Livery を受けし Company of Livery の一員となる時には、「Maintenance と悪事に於いて大胆となせ」からうとす。Knight, Esquire 以外には、主人の Household にある Servant を除くは、Livery を与えることを禁じ、又、それも、「悪しき意図なくして、戦時・平時を問はず、生涯の間 Indenture によつて Retain されている」Knight Esquire に限るとした。又、Livery を与え得るものは、Duke Earl Baron 或は Baronnet に限るとしている。又、一三九三年の法令では、Yeoman 或は Esquire より身分の低い者は、Household Servant である場合を除き、いかなる Livery をも着用することを禁止している。その後、一四〇一年、一四〇六年、一四一一年の法令に於いても、多少修正が行はれ又内容が明確にされたことはあつても、趣旨に於いては、一三九〇年の制定法が踏襲されている。次いで一四六一年に、Edward IV が即位して間もなく、彼は、その最初の議会で、いかなる人も、国王の特許なくしては、即ち、「彼を助け、彼の敵と戦ひ、彼の所領内の叛乱を静めるために、国王の命令によつて人々を集める場合を除いては」Livery を与えてはならないとして⁽⁶⁾いる。この法令は、Retaining そのものをも禁止したものとされるが、W. H. Dunham によれば、この法令そのものは「事実として Retaining そのものを禁止したものではなく、国王の特許を要件としたに過ぎないもの」ようである(一四六一年の制定法により、Knight,

Esquire のみならず Gentleman にも Livery の着用は許されるようになった。更に一四六八年の制定法によつて「いかなる身分、地位の人といえども、彼自身、又は代人によつて、一四六八年（六月二四日）以降、いかなる文書、誓約、約束によるにせよ、Menial (= Household) Servant、家職、法に通曉する者に対してを除いては、いかなる Livery をも与え得ず、又、(彼等以外のものを) Retain することも出来ない……」と規定し、罰則を明記している。しかし本制定法の前文とその他の条項に「なされる又はなされるであらう合法的行為」のためには、Retain することを認めている。

従つて、これまで見た来た所からして、Livery, Retaining に関する立法の初めから一三九〇年までは、禁止の主点は、Maintenance に置かれ、一三九〇年以降は、Retaining の許される範囲を定め、Household Sewant を除くれば、Retainer 以外には Livery を禁じ、一四六一年以降は、Retaining を国王の特許事項としたところである。

ここで注目すべきことは、Bastard Feudalism の諸弊害は認めつつも、その中核である Retaining そのものに対する全面的禁止はなかつたことであらう。この点に最新に注目したのが N. B. Lewis である。Lewis は、"The Organisation of Indentured Retinue in Fourteenth Century" (Trans. Roy. Hist. Society, 4th Series Vol. XXVII (1945) pp. 29—39) に於いて一三九〇年の制定法を中心に主として一四世紀について

王権の Retaining に対する態度を検討し、更に一五世紀のこの種の立法の検討は、W. H. Dunham によつて行われた。Lewis によれば、一三九〇年の制定法に於いて、上に述べたように、貴族と Esquire 以上のものとの間のみ Retaining を認めたことは、社会的責任ある者にのみかかる関係を認めることによつて、Retaining 及び Livery-Maintenance から生ずる混乱を回避しようとしたものではあつたが、Retaining そのものについて全面的禁止を行ひ得なかつたのは、軍事上は勿論或は行政上も、例えば、King's Council のメンバーの決定も、封の保有関係によつて行われるのではなく、封関係とは別箇に King's Council のメンバーとして選定せられた人々が、国王に忠誠を誓つてメンバーとして認められるのであり、又、これらのメンバーは、メンバーとして国王から報酬の支給を受けるまでになつていたのであることから判るように、国王権力そのものが既に Retain 制そのものに深く根差して、Retainer 制そのものを全的に否定し得ない事情にあつたとしてゐる。⁽⁶⁾又、一五世紀の対 Indentured Retainer 立法に於いても同様のことが言えよう。即ち、W. H. Dunham は、国王 Edward IV と、国政の中枢を占める重臣との間には一種の Retainer 関係が存し、これらの重臣が、地方官その他を Retainer とすることによつて、国王の統治に向つたのであつたとしてゐる。ここに彼の Retainer の立法に於いて、「国王の特許」が強調されてゐる所因も自ら明かとなるであらう。

註

(1) Statutes of the Realm. I. p. 145. 33. Edward I. この法令は「the ordinance and final definition of conspirator」と言われている。その必要な部分を訳出すれば、次のようになる。「誓約、協約、又は同盟によつて、連合し、或は互に結んで、彼等の各々が（彼等の）他の人々の訴訟を、虚偽の或は悪意ある告発を行うか、或は、何等かの個人をして告発の対象たらしめるか、或は虚偽の訴訟を提起し或は支持することによつて、助ける者。或は、未成年者の子供をして、人々を重罪の訴えを提供させ、それによつて人々が拘禁され又苦痛に苦しむに至らせた者。彼等の悪意ある行為を支持させるために、Liveries 或は Fee を以つてこの國の人々を Retain した者。そしてこのことは与へた者にも受けたものにも及ぶ。その Lordship、官職或は権力によつて、彼等の主人或は彼等自身の財産と関係のあるものは別の訴訟当事者のために、争ひ又は訴訟を支持した者。」とある。

(2) Statutes of the Realm. I. p. 256. 1. Edward III. stat. 2. c. 14「國王は、一般の権利が、富める者も貧しい者も問わず、全てのの人々に行われるように、彼の顧問官、或は、彼の他の大臣の誰でもが、或はこの國の貴顕の誰でもが、自分自身で或は他の人、或は、書簡或はその他の方法によつて送られた命令により、貴賤を問はず、この國の誰かによつて、普通法に反して、この國の争ひや訴訟当事者を支持し助けることを禁止することを命令する。」

(3) Statutes of the Realm. I. p. 304—5. 20. Edward III. c. 5. Dunham の説 (Lord Hastings, p. 69).

(4) Statutes of the Realm. I. Richard II. c. 7.

(5) Statutes of the Realm. II. p. 74—5. 13. Richard II. Stat. II. c. 1. 「……前略……我が國の種々の地方で、この國の訴訟や調査の多くの援助者、教唆者、煽動者、訴訟代行人、裁判官抱込み人によつて、余や余の人民の損失になるように行われてゐる重大な激しい圧迫や Maintenances に関して、聖俗の貴族、並に、我が國土の庶民によつて、余に、烈しい苦情と重大な訴えが行われてきてゐる。これらの（上述の諸々の悪事を行う）人々の内、多くは、Fee や Livery of Company と呼ばれる Robes や他の Liveries を与へられたこの國の貴族その他の Retinue であるから、一層彼等の Maintenance

と悪事に於いて力づけられかつ大膽となるのである。

それ故に、余の大顧問会の助言により、上位聖職者或は聖なる教会のいかなる人も、Bachelor や Esquire やあまり財産のないどの人も、Livery of Company といはれる、かかる Livery をいかなる種類のものとも、与へること、又、又いかなる Duke, Earl, Baron、或は Baonnet も、虚偽もしくは悪しき企てなしに、Indenture によつて、生涯の間、平時・戦時を問はず、Retain されてゐるのでなければ、或は、彼の Household に居住する身辺の従者でなければ、騎士あるいは Esquire にかかると Livery of Company を与へることを嚴重に禁止するよう命じた。又、それ (Livery of Company) は、彼の身辺の従者でなければ、Yeoman, Archer と呼ばれる Valet 或は Esquire より身分の低い人々に、与へられてはならない。

全ての聖・俗の諸侯、又、いかなる身分・地位の人も、かかる援助者、教唆者、煽動者、訴訟代行人、裁判官抱込み人から彼等の Fee 衣服並に全ての種類の Livery を奪ひ、彼等を奉仕と仲間と Retinue から駆逐すべきものである。……もし誰か諸侯の一人が、かかる理由で、かかる人を驅逐したならば、いかなる他の諸侯も、どんな方法にせよ、その人を彼の Retinue 或は彼の仲間に加えてはならない。

大・小を問はず我が臣下は、その地位身分を問はず彼が何人かの Retinue にあるか否かを問はず、彼自身以外の誰か一人を引受けてはならない或は、彼自身にせよ彼の一味のものを通じてにせよ、又公然とにせよ秘かにせよ、彼自身以外の争ひ事を助けてはならない。Livery of Company と称するかかる Livery を、この余の命令に反して使用し着用するものは、この命令發布後一〇日以内に、それをとりされ、そして爾後、それを使用し或は着用してはならない。

……下略……

(6) Statutes of the Realm.

(7) W. H. Dunham, Lord Hastings, p. 72, N. 4.

(8) W. H. Dunham, 以下は、Lord Hastings の Indenture だ、一四六八年以降「法に反せざる限り」といふ言葉が加えられて「indentured-Retainer」と主人との関係設定に當つて、充分遵法が行はれてきたこと

を採らざればならぬ。

(6) N. B. Lewis "The Organization of Indentured Retinue in Fourteenth Century" (Trans. of. R. H. S. 4th Series, vol. XXVII. (1945)) pp. 29—30.

八

狭義の Indentured Retainer が、軍事上に於ける Indenture 制と著しく密接な関聯をもつていたことは、言うまでもない。従つて、一五世紀に入り、軍制上、次第に Commission of Array 制が復活されて来るとこの方面から、上級貴族その他が軍事的目的のために、常時 Retainer に貨幣を支給して、一朝有事の際に備へる必要はなくなつて行つた。又多数の Retainers を抱える経済的負担も決して無視出来なかつた。例えば、J. M. W. Bean⁽¹⁾によれば、一四六一年に於いても Percy 家の収入の半分は、Retainer のための費用として支出されているのである。こうした諸々の理由から、主・従の關係は、Indenture 契約による貨幣の支払よりも、Patronage 即ち Good Lordship に次第に力点が移つて来ることになつた。

この一五世紀の Indentured Retainer 制についての研究として第一に挙げられるべきものが、W. H. Dunham の Lord Hastings' Indentured Retainers, 1461—1483, The Lawfulness of Livery and Retaining under the Yorkists and Tudors. (Trans. of Connecticut Accademy of Arts and Sciences, vol. XXXIX. (1955) pp. 1—175.) である。W. H.

Dunham は Brevia Placitata (Selden Society, vol. 47) Hengham's Summa (Cambridge Studies in Legal Hist.) の如き法制史の古史料の校訂や、Select Cases before the Privy Council (Selden Society) 或は The Fane Fragment of the 1461 Lords' Journal (Yale Historical Publication, Manuscripts and Edited Texts XIV.) (1935) の如き、制度史上の原史料の校訂など、幾多の優れた業績を以つて、中世末期イングランド研究に多大の貢献を行つている学者であるが、国制史家であるので、その研究の視点は「法制史」的であることは免れないが、William Hastings に関する Indenture のみならず、一四・一五両世紀にわたる Indenture を広く渉獵し、それを比較・検当・分析しているために、アメリカのみならずイギリスに於いても、極めて高い評価を得ていることは、周知の所であらう。⁽²⁾

彼が取上げてゐる Lord Hastings については、ここに改めて紹介する必要はないとは思つが、叙述の都合上、簡単に、その経歴を記して置かう。

William Hastings は Duke of York Richard の Retainer であつた Sir Leonard Hastings の子で、彼自身もその家職となり、後には Richard の子 Duke of March であつた Edward の Retainer となつた。一四六一年に Edward が王位に即ち、Edward IV となつた時、彼は國王顧問官 Chamberlain 遂には Baron となつた。國王の Patronage を得し、權勢を得、

彼自身も多数の Knight, Esquire その他を Retainer として中央政界に活躍し、一四八三年 Richard の幼王 Edward V 廢位の計画に反対したために、即日、ロンドン塔で斬首された人物である。彼の政界での昇進・活躍、又この間に行つた莫大な富の蓄積は、全て彼の Good Lord たる Edward IV の Patronage によるものであり、彼の権勢は、全く彼が一三六一年から一三八三年まで、Edward IV, Edward V の King's Council のメンバーであつたというその地位に由因するものと言われている⁽³⁾。

さて、彼が発した Indenture は、六九通現存し、これらによつて、彼が Retain した人々は六七人である。この外、Indenture は現在まで発見されてはいないが明らかに Retainer であつたと考えられるものを加えると、彼の Retainer は計九〇人となる。その内八八人は Knight, Esquire, Gentlemn で、二人は貴族であつた⁽⁴⁾。

扱、これらの Indenture についての彼の分析についてその大要を述べると次のようにならう⁽⁵⁾。

(1) 英語で書かれ、かつ文書としての形体が著しく整備されたことと。六九の Indenture は、形式上から二六種に分類することが出来る。その内一六種には、夫々一例、その他の八〇種には二ないし六例で、七例あるものは、二種のみである。

(2) このような形式上の（細部についての）差違あるにも不拘、共通点もある。即ち、その内容は (a) Retainer は戦時・平時を問はず、イングランド内部で、Hastings に勤務を提供すること

を生涯にわたつて約束し、彼を助け (aid and succor) 国王を別として、他人との争ひに於いては Hastings の味方をし、又、Hastings と行を共にする (ride and go with Hastings) を約束している。又、社会的身分に相応しい差出し人員と共に招きに応じ、Hastings の許に参集することも約束している。(b) この Retainer の義務に対する反対給付として Hastings は、Retainer に正義、法、良心に照らして正当なる全ての事柄に於つて、Retainer を助け、救ひ、恩顧を与へる (aid, succor, favor) じ、Retainer に対して “Good Lord” であることを約束している。次に、Hastings の Indenture 中、最も長文のものを引用して置こう。

「この Indenture は、国王 Edward IV の治世九年一月二二日に Hastings の領主 William と、彼が全く寵愛する従兄弟 Sir Simon Montfort との間につくられたもので、上述の Sir Simon Montfort は、全く彼の動機と自由意志から、上述の領主の下僕たることを、又、上記の Sir Simon が国王に対する忠順を除いて、上述の期間の間、全ての他の人に対して彼の立場と争ひを引受けることを、認め、又ここに出席する証人によつて心から誓うものであること、更に、上述の Simon は、いかなる時にもイングランド国内のいかなる場所にも、平時・戦時を問わず、上述の領主の許に、或は、上述の領主が、文書又は書簡を以つて指定した場所に、赴く用意があり、然るべき予告あれば、要求された人員又は Simon が現に

受け又は受けるであらう(社会的)尊敬に相応しい人員を伴う用意あることを認め、約束したことを証するものである。この約束を考慮して、上述の領主は、上述の Sir Simon の希望を容れて、彼に対して良き忠実な主人 (Good and faithful) であり、領主たるものが当然なすべきように、全ての合法的かつ至当な事柄について、彼を助け、援助し、支持することを約束した。又、更に、上述の領主は、戦時に勤務するか或は彼(領主)の命令又は文書によつて、上述の領主の許に参集した場合

には、上述の Sir Simon 並に彼の一隊の正当なる費用を支払うことを、ここに出席する人々を証人として約束した。そしてこの Sir Simon は、彼の信義と騎士道の名誉にかけて、これらの約束をいかなる部分をも行い、それに反することを生涯行わないことを約束した。その証拠として、我が陛下、国王 Edward IV の治世九年一月二二日に、上述の領主の手許に残される Indenture には、上述の Sir Simon は印章を付しと署名を行い、上述の Sir Simon の手許に残される Indenture には、上述の領主が印章を付し署名を行つた。」⁽⁶⁾

とある。ここに注目すべきは、前代の Indenture に於けるような貨幣支払ひの規定のないこと、又 Retainer に要求される個々の勤務の内容とその報償とが、specific に規定されていないこと、又、主人の Retainer に対し「Good Lord」たるように努めるといふ漠然たる表現であり、要するに、主人は、官職、社会的地位等を利用して(法・正義に反しない限り) Retainer の

利益を擁護するという形をとつてゐることである。

W. H. Dunham は、又、土地を媒介とし、Homage を伴う典型的な封建契約とこの Indenture 文書によつて設定された Lord-Retainer 契約とが、一方では、前者に比して後者の流動性その他幾多の相違があるとしても、他方では、両者共に、主・従間の個人的誠実に基礎を置く契約であつたという事実注目すべきことに注意を喚起している。

次に Lord Hastings の Retainer についてその社会的地位、地理的分布、政治上の地位について略述して見たい。(A) 社会的地位としては、貴族二、Knight 九、Esquire 五九、Gentleman 二〇、計九〇人である。(B) 地理的分布としては、Derbyshire 三二、Leicestershire, Staffordshire 各一四、Nottinghamshire 四、Yorkshire 三、Warwickshire Cheshire 各一、Rutland Lincolnshire Oxfordshire 各一、ど、Hastings の本拠である Leicestershire を含む Midland が圧倒的に多し。(C) 政治上の地位・職務。一四六一年から一四八三年までの間の六回の議会に、下院議員となつたことのある者は、一四人(不確実四人)その延人員は、二五人(内不確実一〇人)。これを同時期の議員であつた者の内人名の確実なもの一〇三三人に対して、Hastings の Retainer の比は、確実なもののみでは〇・九七パーセント、不確実なものを含めれば一・二パーセントである。Sheriff としては、次表のようになる。このことは、Indentured

表 I

Summary of Hastings Retainers as Sheriffs by Counties and Years.

Year	Counties	Number of Sheriffs
Nov. 1461	Staffs	1
1463	Staffs (?)	1 (?)
1464	Lincoln	1
1466	Notts & Derby; Staffs	2.
1467	Staffs	1.
11 April 1471	Warwick & Leic.	1.
9 Nov. 1471	Notts & Derby; Staffs; Warwick & Leic.; Wilts (?)	4 (?)
1472	Notts & Derby; Staffs	2
5 Nov. 1475	Notts & Derby; Staffs; Warwick & Leic.; Northants	4
1476	Notts & Derby	1
1477	Notts & Derby	1
1478	Notts & Derby: Staffs	2
1479	Staffs; Warwick & Leic.	2
1480	Notts & Derby; Staffs; Lincoln; Rutland (?)	4 (?)
1481	Staffs	1
5 No. 1482	Notts & Derby; Staffs; Warwick & Leic.	3

表 II

Hastings Retainers as Sheriffs: 19 Certain+3 Doubtful=22

	No. of men	No. of years
Nottingham & Derby	7	9
Staffordshire (I doubtful)	8	12
Warwickshire & Leicestershire	5	5
Lincolnshire	2	2
Northamptonshire	1	1
Rutland (Doubtful)	1	1
Wiltshire (Doubtful)	1	1

表 Ⅲ

Number of M. Ps known: 1123 out of 1760 = 63.8%
 Minus Doubtful cases: 90
 Number of M. Ps Certain: 1033 out of 1760 = 58.3%
 Number of Hastings' Retainers
 Mps. one or more parliaments:
 14 = 63.8%: conjectured 100% = 22 retainers.
 Doubt. 4
 Certain 10 = 58.3%,,,
 " " = 17 retainers.
 Number of Hastings M. Ps at Single Parliaments:
 25 = 63.8% — conjectured 100% = 40
 Doubtful 10
 Certain 15 = 58.3% " " = 26
 Hastings Retainers: % of total M. Ps.
 Including Doubtful = 14 out of 1123 = 1.2%
 Certain: = 10 out of 1033 = .97%
 Hastings M. Ps. at Single Parliaments: % of total M. Ps.
 Including Doubtful = 25 out of 1123 = 2.2%
 Certain: = 15 out of 1033 = 1.5%
 Hastings Retainers who sat in Parliament (? = Doubtful).

	Number of Parliaments		Number of Parliaments
? Maurice Berkeley	2.	Simon Montfort	3.
James Blount	1.	William Moton	1.
Richard Boughton	1.	? John Staunton	1
? Thomas Danvers	4.	Robert Tailboys	2
John Gresley	2.	William Trussel	2
Thomas Gresley	1.	? Henry Vernon	3
Nicholas Longford	1	John Wigston (Wystow)	1

表 Ⅳ

Individual Retainers:	M. Ps. at Single Parliaments.
Total: <u>14</u>	Total: 25
Doubtful: 4	Doubtful: <u>10</u>
Certain: 10	Certain: 15

Retainer 制について、しばしば問題となる議会の Packing, 地方官職の独占と言ったことを通じての地方行政への干渉の実態を知る上に極めて示唆する所が多い。Dunham 自身は、下院については、彼の Indenture による支配圏は意外に狭く、一般に信ぜられてゐる程度ではなかつてゐるが、Dunham 自身も言つてゐるやうに、Lord Hastings の Indentured Retainers として、ここに記された人々の他に、Household Servant, 単に Livery のみを得てゐるもの、又 Indenture を取りかわつたことはなかつたが、何等かの意味で Lord Hastings の Patronage を受け又彼の利益につくしたと思はれる人々も多数あつたと思はれる。例えば、Sir John A Paston の如きは明らかになつた一人であつた。従つて、Indenture 制を通じての中央貴顕の地方支配については、今尚結論は出なかつた。E. F. Jacob の考えが最も當を得てゐる。

註

- (一) J. M. W. Bean; Estates of the Percy Family, 1461—1537, p. 91.
- (二) 著者 E. F. Jacob. The Fifteenth Century; (Oxford Hist. of England) の Indentured Retinue の題名の副題が、著者の本論の中心である。
- (三) W. H. Dunham. Lord Hastings. pp. 20—21.
- (四) W. H. Dunham. Ibid. p. 28.
- (五) W. H. Dunham. Lord Hastings. 第三編 “Lord Hastings’ Contracts: Retaining by Indenture” (pp. 47—66).
- (六) “This indenture made the xxii day of November the ix year [1469] of the reign of King Edward the IV between William, Lord Hastings, on the one part and his entirely beloved cousin, Sir Simon

所載 “Bastard Feudalism” の一部分 (註)

Montfort, knight, on the other part, witnesseth that the said Sir Simon of his mere motion and free will granteth, and by these presents faithfully promisseth for term of his life to be retained and withholden with the said lord as his servant, and his full part and quarrel to take against all others during the said term, the allegiance of the said Sir Simon only except and reserved; and over that the said Sir Simon granteth and promisseth to be ready at all times and places within this realm of England to attend upon the said lord or there as he shall by the said lord be appointed by his writing or commandment, as well in time of peace as war, upon reasonable warning accompanied with such people as there to shall be requisite and as accordeth to the worship that the said Sir Simon is of or shall be called unto. And in consideration of the premises, the said lord accepteth and taketh the said Sir Simon according to his desire and promisseth him to be his good and faithful lord and him aid, assist, comfort, and fortify in all lawful and reasonable causes as belongeth a lord to do. And moreover the said lord granteth by these presents to pay and satisfy the reasonable expenses of the said Sir Simon and company so laboring with him in time of war or otherwise coming to the said lord by his commandment or writing. And the same Sir Simon promisseth again to the said lord upon his faith and honor of knighthood to perform the premises and every part of them, never in his life to attempt the contrary. In witness where of to the one part of these indentures remaining with the said lord the said Sir Simon hath set to his seal and sign manual; and the said lord to the other part of these indentures remaining with the said Sir Simon hath set to his seal and sign manual the xxii day of November, the said ixth year of the reign of our said sovereign lord, King Edward IV.

[signed] Simon Montfort, k. [seal attached]

(401) 151

九

次に、「Bastard Feudalism」の総括的な評価についての最近の諸学者の研究の動向について触れて見たい。既に見たように、Stubbs 初め Charles Plummer にとつても、封に基かない貨幣支払又は私的保護を媒介とするこの関係が、バラ戦争に於いて頂点に達した中世末期の社会的混乱の正に原因であつたのであるが現存の研究者は、むしろ夫々違つた立場から、又ニュアンスには相違があるが、必しも全くマイナスなものとは考えずに、むしろプラスの側面を指摘しようとしている。次にこれら新しい世代の研究者の見解の幾つかを紹介して置きたい。

(A) B. Wilkinson は、中世末期の封建制度の解体、王権の伸張を前にして、イングランドに於いて貴族が、フランスのそのように、全的に国王に依存した存在と化して王権絶対化の傾向を容易に許すことがなかつた一つの原因として、この「Bastard Feudalism」もしくは「Indentured Retainer 制を挙げている。即ち、封建軍隊の漸次的解体後も、貴族は、この Indenture 制を通じて、武力に秀でた部将を配下とすることを通じて、新軍制下に於いても、旧封建軍制下に於けると等しい軍隊の中核的地位を保持し、その社会的 Prestige を単なる虚名に墮さしめることを阻止し得たこと、又、中央貴頭が、強大となつて行く国王行政・司法制度の中に、この制度を通じて、王権に対抗し得るに足る権力の保持に成功したこと、この二点を特に強調している。又、こ

の制度によつて、社会的に何等かの才能ある者が、貴族の Retainer となり、社会的上昇の機会に恵まれたことが、Social Mobility を大ならしめたこと、又、中央貴頭と地方有力者との提携を密接にすることによつて、中央・地方間に一体感を生み、また、地方有力者に政治意識を育成することに貢献したことなども挙げている。

(B) McFarlen は、封建制度下の封土と Homage に基く主・従間の Nexus に比し、「Bastard Feudalism」は (1) 前者が世襲的であり、臣従関係の Precedence が確立していたのに比して、(2) 後者は、世襲化が原則となつていないこと、また、Precedence の原則なくして同一人が多数の主人との間に Retainer 関係を結ぶことがありそれから混乱が生じ得たこと、又 Retainer の側から見て、主人の権勢が衰退し彼から利益を得る期待の薄くなると、一方的に関係を破棄し得たこと、又、Main tenance が往々にして非合法的な保護を意味することになつたことなど、社会的混乱の生じ得る可能性内包することを充分に指摘しつつも、このような弊害が顕在化したのは主として「国王」の無力によるとしている。

(C) W. H. Dunham は、Indentured Retainer 制に於ては、世襲されるべき土地に代つて、主人が Retainer に与へる貨幣若しくは Patronage は、主人の一方的決定で、Retainer の側に欠乏あれば、即時に停止し得たから、主人の Retainer に対する支配力は反つて強化されたとし、又、Indenture にあつては、

法の遵守が明確に言及され、又、新たな法の改正によつて、これまでは合法であつた契約を無効として契約を改めている例もあり、従つて、Indenture 契約そのものは、あくまで合法の枠内にも留り得るものであり、社会的安定の効果をも持ち得るものであるとし、社会的混乱の一要因となつたのは、国王が幼少・病弱・無能などのためであつたと考えている。そしてむしろ Social Mobility の促進その他の副次的効果、或は、強力・有能な国王によつてこの制度が有効に利用せられた場合には、強固・安定した権力を、既存の古い封建制度の枠組よりもより広い範囲に基いて、形成し得る可能性を指摘している。

10

最後に、この「Bastard Feudalism」なるものが、果してイングラントに固有なものであるか否かについての最近の学者の見解を紹介して拙文を終りたい。

この点については、第一に挙げるべきは、Ed. Perroy の「Feudalism or Principalities in Fifteenth Century」(B. I. H. R. vol. XX (1943—45) pp. 181—185) である。彼は一五世紀には、王権の伸張によつて、大諸侯の自立性が失われ、大諸侯の諸権限の Franchise 化の現象が見られ、諸侯は王権に対する依存度を高めたため反つて国王顧問会その他の政策決定機関を通じて王権を制約する傾向が現はれたことを指摘しつつも、はつきりとフランスに於いて「New Feudalism」もしくは

「Bastard Feudalism」と呼ばれるものの存在を否定した。しかし最近、P. S. Lewis は、「Decayed and Non-Feudalism in Later Mediaeval France」(B. I. H. R. vol. XXXVII. (1964). pp. 157—184) に於いて、一四・一五世紀のフランス特に、Duc d'Orleans の文書を中心として、フランスにもイングラントに似た Non-Feudal な Military Service の存在したことを指摘している。尚、この点については、筆者自身も研究を加へる必要が多いが、所謂 New Feudalism をイングラント特有のものとし、その唯一性を強調することよりも、類似の現象を広くヨーロッパの諸国、特に、フランスに求め、それらとの比較研究を行なうという姿勢が、イギリスの研究者の間に見られることを付言したい。

(一九六二年秋、イギリス史研究会に於いて発表した原稿をもととして今回加筆したものである。尚文部省総合研究による研究の一部である。)